

生駒市条例第 2 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 1 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 9 年 1 2 月生駒市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。